

【 公 開 用 】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和3年度第1回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和3年 7月7日（水）
開催時間	10時00分 開会 ～ 11時58分 閉会
開催場所	中央館8階災害対策本部室
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：宮本高齢福祉課長、関根権利擁護推進係長、 檜山高齡援護係長 障がい福祉課：二見障がい施策推進担当係長、 小川虐待防止・権利擁護担当係長 西部福祉課：高野西部福祉課長 障がい福祉センター：高橋障がい福祉センター所長 中央本町地域・保健総合支援課：田口中央本町地域・保健総合支援課長、 田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：佐藤福祉事業部長、和田地域福祉部長、 山本権利擁護センターあだち課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：千ヶ崎福祉管理課長 障がい福祉課：日吉援護担当課長 生活保護指導課：北村適正化推進係長</p>
会議次第	別紙のとおり
資 料	
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○宮本高齢福祉課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第1回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

審議に先立ちまして、資料を確認させていただきます。本日、席上に配付した資料は次の6点でございます。まず1点目が次第、2点目が名簿、3点目が席次表、4点目が条例・施行規則つづり、5点目が議事資料のつづり、6点目が計画資料のつづりでございます。

不足している資料がございましたら、事務局がお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今年度初めということもございますので、区側のメンバーに入れ替わりもございました。改めまして、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず私から。この4月に高齢者施策推進室長に着任いたしました宮本でございます。高齢福祉課長の事務も取り扱っております。いわゆる兼務でございます。3月まで教育委員会に6年間在籍し、学校教育部長を3年間、学校運営部長を3年間務め、子供たちの学校教育に携わってまいりましたが、4月からは180度異なる分野である高齢者施策に携わっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、高橋障がい福祉センター所長、お願いいたします。

○高橋障がい福祉センター所長

障がい福祉センター所長の高橋でございます。どうぞよろしく願いします。私もこの4月に障がい福祉センターに参りました。それまではスポーツ振興課長をしてお

りました。どうぞよろしく願いいたします。

○高野西部福祉課長

西部福祉課長の高野と申します。西部福祉課は4年目となりますが、この会議については3年間お世話になっております。引き続きよろしく願いいたします。

○田口中央本町地域・保健総合支援課長

中央本町地域・保健総合支援課長の田口でございます。4月まで子供の貧困対策におりましたので、新しくこちらに参りました。よろしく願いいたします。

○佐藤福祉事業部長

社会福祉協議会福祉事業部長の佐藤と申します。今年度もよろしく願いいたします。

○和田地域福祉部長

同じく社会福祉協議会地域福祉部長の和田と申します。今年度もどうぞよろしく願いいたします。

○宮本高齢福祉課長

続きまして、委員の皆様にも御挨拶いただければと存じます。八杖会長からお願いいたします。

○八杖会長

八杖でございます。昨年度から引き続き、会長を務めさせていただきます。

足立区は今年度から中核機関が設置されて、地域連携ネットワーク協議会も設置されて、順調にと申しますか、少しずつと申しますか、成年後見の利用促進が進んでいると思います。こちらの審査会では、そういった動きが適切に進んでいるのかどうか委員の皆様からアドバイスをいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、今年度も1年間、どうぞよろしく願いいたします。

○矢頭副会長

司法書士の矢頭でございます。私事ですが、先月の6月の総会で、今までのリーガルサポートの役職を任期満了、退任いたしまして、ようやく一司法書士として今後活動してまいりたいというふうに思っております。

足立区においては、中核機関が設置されるということでございますが、日本全国においては、次期の基本計画の策定が今検討されているということでございますので、それも見据えながら今後の足立区での中核機関の事業の活動、こういったものをどういうふうにしていったらいいか、こういったものについて検討、私も考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大輪委員

東京社会福祉士会の大輪と申します。よろしくお願いいたします。東京社会福祉士会の権利擁護センターぱあとなあ東京というところに所属しております、成年後見制度事業に関わらせていただいております。ぱあとなあ東京では、法人後見監督部会というところに所属しております。今後ともよろしくお願いいたします。

○高木委員

千住公証役場の公証人の高木でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○宮本高齢福祉課長

ありがとうございました。

それでは、議事のほうに入りたいと思っておりますが、まず、本日の出席委員数を報告いたします。委員定数4名のところ、出席委員数4名、全員出席でございます。条例第6条第2項に基づきまして、本日の審査会が成立していることを報告いたします。

これ以降の進行は、八杖会長にお願いい

たします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。また、発言の際には、最初にお名前を述べてから発言してください。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○八杖会長

それでは、これ以降は私が議事を進めさせていただきます。

まず最初に、本日の議事録の署名人を指名したいと思います。本日の議事録署名人は、矢頭委員と高木委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めます。皆さん、次第を御確認ください。議題の1番、足立区成年後見制度審査会（成年後見制度を取巻く状況等）について、まず事務局から御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。高齢福祉課権利擁護推進係長の関根です。

私も今年度から着任しております。前職は資産管理部というところで、公共施設の寿命の計算などということをしていました。全く畑違いからの異動で、今年度から中核機関が立ち上がって地域連携ネットワークが動き始めていますという状況で来てみて、右も左も分からない中で日々勉強している最中です。何とぞよろしくお願いいたします。

さて、本日ですけれども、議題1、今年度第1回目の制度審査会となりますので、足立区成年後見制度審査会、本会のことですとか、今般の成年後見制度を取り巻く状況等を踏まえながら説明させていただき

と思います。お手元の「議事資料」というホチキス留めのものの2ページを御覧ください。

まず、本制度審査会ですけれども、平成21年度に区の成年後見制度を推進する事業の適正な運営を図るための区長の附属機関として条例により設置されています。お手元の資料、条例のつづりにありますように、こちらの条例になっております。

委員及び開催回数は、設置当初より4名で、4名の先生方、弁護士、司法書士、社会福祉士、公証人の各先生方に当初より参加していただきまして、年4回開催しております。

所掌事項につきましては、条例の2条と資料の項番3にありますように、成年後見制度の啓発及び推進に関する事項、成年後見制度等の支援の実施及び評価に関する事項、成年後見人の養成及び支援に関する事項、その他区長が必要と認める事項となっております。

昨年度の実施状況ですが、4番のとおりです。令和2年度は、皆さん御存じのとおり、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、これまで予想だにしなかった事象が起きまして、4回開催できずに2回になっております。第1回を開催したのが秋口で、10月9日です。その際に会長・副会長の選出を行いまして、現在の八杖会長、矢頭副会長のお二方にそれぞれ御就任いただいております。よろしくお願いたします。

昨年度の報告ですとかそういったことを行いまして、所掌事務にもありますとおり、足立区の制度の利用の推進状況とか、今後の取組内容について御報告を申し上げて御助言をいただいているところでございます。

5番をご覧ください。成年後見制度を取

り巻く状況としましては、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる促進法、29年3月に成年後見制度利用促進基本計画、いわゆる国基本計画というのが閣議決定され、全自治体において計画策定、体制整備、いわゆる協議会、それから審議会の設置が努力義務化されております。

これを受けて足立区では、平成30から31年度にかけて、地区専門三士会との意見交換会を実施し、令和2年度地域連携ネットワーク検討協議会を要綱設置して立ち上げ、本年度それが改定する形で、地域連携ネットワーク協議会として要綱設置され、運営している最中でございます。この点に関しましては、今回の議題3として取り上げますので、こちらでは省かせていただきます。

(3)番で、東京家裁の数値を基に、昨今の状況などを説明させていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、4ページ。このたび東京家裁から発表されました令和2年12月31日時点での区市町村別の成年後見制度の利用者数です。足立区は、後見930件、保佐225件、補助61件、任意後見13件で、合計1,229件となっております。前年同時期は1,166件なので、63件増えております。

足立区の人口は、世田谷区、練馬区、大田区、江戸川区に続いて5番目に多く、69万1,000人となっているのですが、利用者数のほうは、世田谷区、練馬区、大田区に続いて足立区は4番目の多さとなっております。

右ページ、5ページ目に移りまして、成年後見関係事件の申立て件数、令和2年の1月から12月までの間に、成年後見関係

事件の申立て件数が発表されております。足立区は項番21番、後見開始が168件、保佐開始が51件、補助開始が15件、任意後見監督人選任が6件で合計240件です。前年同時期が232件ですので、ほぼ同じ水準で推移しております。

ページをめくっていただきまして、6ページから9ページに関しまして、令和2年1月から12月までに開始の審判がなされた事件で、成年後見人等と本人との関係別件数を示したものです。7ページのところの囲みが足立区の部分です。合計で249件ありまして、司法書士が88件と一番多いのですが、特筆すべきところは、43件の社会福祉士、こちらは23区で一番多い数字となっております。やはり身上監護の面などそういったところが欲せられているのかなというふうに推察されます。

10ページをご覧くださいますと、成年後見制度における首長申立て件数、令和2年12月31日時点のものでございます。足立区の令和2年の申立てに関しては65、審判済みに関しては、この時点で55になっておりまして、例年とほぼ同じ数字で推移しております。

11ページをご覧くださいますと、認知症高齢者の後見の申立てが、件数の中では一番上位を占めております。選任後見人の内訳として、司法書士が一番多いという状況でございます。

先ほど、足立区の人口は5番目と申し上げましたが、老年人口、65歳以上の人口が17万1,715人おりまして、高齢化率になりますと、23区で一番多い24.9%となっております。おおよそ4人に1人が65歳以上という状況です。そのため、今後もこういった認知症高齢者などに根差した成年後見制度の利用というのが行われて

いくのだろうと推察されます。

12ページを御覧ください。こちらは令和2年度第2回の制度審査会、令和3年3月30日のものの再掲になりますけれども、年度集計した数字になっており、足立区における成年後見制度の審判の区長申立ての状況になっております。

高齢者、知的障がい、精神障がいの分野で、それぞれ記載の数字です。下の囲み、審判の件数になりますと、高齢で57件、知的で5件、精神で3件という状況になっております。内訳としては、社会福祉士が高齢者で24件、知的障がいで5件、精神障がいで2件ということで、やはり社会福祉士が多いなというような状況でございます。先ほどもお伝えしましたように、身上監護面等のケアの必要性などが見てとれます。

13ページにそちらの状況がグラフで載っておりまして、昨年度と一昨年度で少し変わったところは、区長申立てにおける司法書士の受任が倍増している点です。身上監護に加え、財産管理という側面とかも複雑になっていく中でそういった要望も多いのかと思われれます。

下の図に行きますと、年度別の成年後見制度の利用状況でございます。一番左のグラフの検討件数は年度ごとに微増する形で増えているのですが、区長申立て件数が、一応、検討件数と申立ての時期などでずれがあったりするのですけれども、微減しているように見えるかと思えます。先ほどの、すみません、何度も行ったり来たりで申し訳ないんですけども、4ページを御覧いただいたときに、成年後見の利用者数というのが1,229人足立区ではいるのですが、これは前年度から63人増加しております、さらに前々回は1,109人で、1,1

09人から1,166人なので57人増加しています。

利用者数に関しては、2年にわたって足立区は57人、63人と増加をしております。2年にわたって増加が見られている区は、足立、大田、江戸川、千代田、台東、江東ですが、いずれも50件以上超えているというのは足立区だけです。1番多かったです。2位の大田区が前々回は25人、前回は41人の増加だったのですが、足立区は、前々回が57人の増加、前回から比べて63人の増加ということで、いずれも極端に多くなってきている傾向があります。区長申立て件数というのが若干減っていく中で利用者数が多くなっているところでは、やはり親族申立てや本人申立てなどが地域包括ケアなどの中で先んじて行われているのかなということが推察されます。

14ページに戻っていただきまして、これは今年度に入ってから集計表となっていて、6月までの集計になりますけれども、申し訳ございません、下の囲みのところで1つ訂正させていただきます。高齢15件で、弁護士5件、司法書士5件、社会福祉士4件となっているのですが、累計のところ、後見9件と書いてあるかと思いますが、正しくは13件です。また、保佐1件と書いてある部分は、正しくは保佐2件でございます。申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

例年、春先のほうは人事異動などがある関係で、また私も含めてなんですけれども、高齢分野に不慣れな者が多かたりもするので、すぐ区長申立てとか困難事例に上げるところになかなか至らず、役所としての目詰まりというか、春先は鈍化するような傾向にあるのは毎年のことでご

ざいます。この辺りも解消すべき課題のかなと思われま。

では、次に、少々毛色が変わる話なのですけれども、昨今の成年後見制度を取り巻く状況の中で、今般のワクチン接種に関わる成年後見人等の在り方ということで、15ページから写しを掲載させていただいております。

令和3年3月22日に厚生労働省の発行している「成年後見制度利用促進ニュースレター」29号ですが、この件に関しましては、庁内連絡会などでも取り上げまして、この時点と変わっていることは、2番の使用するワクチンが、ファイザーだけではなくてアストラゼネカとモデルナも5月21日に薬事承認されていることが、修正事項でございます。

めくっていただきまして、後見人に関わる場所は16ページです。予防接種法におけるワクチン接種を受ける際の書面による同意について示しており、この「保護者」には「後見人が含まれます」ということです。御本人の同意が大前提にはあるのですが、後見人が保護者として、いわゆる予防接種への同意をすることになるという。あくまで本人の同意に基づく申請という前提がある中では、現実的には後見人において大変難しい判断があるだろうと思料できます。

次のページをめくっていただきまして、18ページの上段に、「予防接種上の保護者となるのは、法定後見における成年後見人です。被保佐人、被補助人の場合は、保佐人や補助人による同意の署名はできません。原則にしたがって、本人の同意に基づき」とあるのですが、しかしながら、保佐、補助の場合でもご本人が判断できず機会逸失がないかということが懸念

されると、庁内の係長級の連絡会の中でも話題になった部分でございます。

以上、足立区の状況、審査会、それから昨今の成年後見制度を取り巻く状況について説明させていただきました。ありがとうございます。

○八杖会長

足立区の状況がよく分かる御説明をいただきまして、ありがとうございます。

今御報告いただきましたとおり、審査会の役割と、足立区を中心とした成年後見の利用状況について御説明をいただいたわけですが、どちらからでも構いませんので、皆さんから御質問や御意見等ありましたらお願いします。まず御質問がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんか。御質問以外でも、御意見などがございましたらお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、私から少しお尋ねしたいと思えますが、先ほど足立区の成年後見をめぐる状況を御説明いただきまして、1つ興味深く思いましたのが、首長申立ての件数が減少しているということと、その一方で、申立てをした利用者数は毎年60人ぐらい、50人を超える増加があるという、こういった御説明があったことです。その分析として、本人申立てや親族申立てが今の利用促進、あるいは福祉関係者の皆さんの御努力などもあって増えていると考えられるのではないかというお話があったわけですが、皆さんそれぞれのお立場で、今のような分析のとおりで宜しいのか、それとも少し違うのではないかということなどについて御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

社協さん、いかがですか。

○佐藤福祉事業部長

社会福祉協議会の福祉事業部長です。

去年は若干減っていますけれども、今年は増えているような状況なので、4、5、6のまだ3か月ですけれども、例年に比べると少し増えているので、数字の上では若干減ってはいますけれども、今年度は増えそうな勢いなのかなというふうには感じております。分析どおりでよいかと思えます。

○八杖会長

ありがとうございます。社会福祉協議会では、親族申立てなどの支援を役割として担っていただいていると思えますけれど、親族申立てであるとか、本人申立てが増えている、相談が多くなっているというような感触はあるのでしょうか。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターの山本です。

特に昨年1年間におきましては、コロナの影響もあって、上半期は相談の件数が大幅に落ち込んでいた状況ではありました。ただ、緊急事態宣言が何度か発令されたり解除されたりというのを繰り返す中で、下半期、かなり例年よりも増える形での相談件数に回復してきているというところもありましたので、トータルで見ると、恐らく相談に寄せられる件数としては増えていく傾向にあるのかなというふうに思っております。

○八杖会長

ありがとうございます。今、コロナの状況のお話がありましたが、やはりコロナで家にいる時間が長くなったり、判断能力が低下することが増えたり、あるいは家族でいろいろお話し合いをするような機会が増えたりしているというようなことも指摘されていますので、相談件数やご本人ご親族に

よる申立件数が増えていくということはありません。いきなり大輪委員に振って申し訳ございませんが、今のような成年後見制度の利用が家族で検討されたりとか、そういったことが増えているということは社会福祉士会の中でも議論になっていたりはあるのでしょうか。

○大輪委員

議論になるということではありませんが、今後、家族に対する御支援などを社会福祉士も行っていかなければいけないということで、そういった研修などを取り入れていこうかというふうに準備をしようとしているところでございます。

○八杖会長

ありがとうございます。そうしますと、親族申立ての方や本人申立ての方などが、今年度も増加傾向となりそうな感じはありますので、普及啓発であるとか研修であるとか、そういったところはよく考えて施策等を詰めていただく必要があるのかなと思いますので、関係する皆さん方でしっかりと御検討をお願いしたいと思います。

矢頭委員、よろしく申し上げます。

○矢頭副会長

意見といたしますか、希望といたしますか、今年度、足立区では中核機関が設置されるということで、具体的には、様々な案件が中核機関に上がってきて、そこで成年後見制度の利用が検討され、そして必要と認められれば申立て支援、そして申立てをして、親族後見人が選任されれば、その支援を行っていくといったところが期待されるわけですが、そうすると今日いただいた家庭裁判所のこの数字と中核機関で申立て支援をした数字、もしくは親族後見人の支援をしている件数、こういったものが今後はきちんと捕捉できて対比できるというも

の、これが年を追うごとにこの件数が増えていくというところが見てとれるような統計数字というものも今後は意識していただけると、中核機関が年々機能し始めているというのが見えていけるかと思いたいで、今後そういったところも御検討いただけるとありがたいと思いました。

○八杖会長

ありがとうございます。

大輪委員、お願いします。

○大輪委員

足立区では、社会福祉士が成年後見人を担う数が多いという御報告を受けたところですが、身上監護面で身上監護が必要な方が多いというふうに分析されていたかと存じますが、ほかの地区では意外とリーガルサポートの受任のほうが社会福祉士よりも多いというような数値が出ているんですが、ただ身上監護面だけではなくて、資産の総額とかコーディネーションの関係もここに入ってきているのかなと推測いたします。

社会福祉士には身上監護面が必要だということはもちろんあるかと思いますが、そのほかの要因もあるのではないかと思います。特に資力面というところで、どちらかというと社会福祉士が受任をするケースというのは、それほど大きな資力を持たず、又は、資力がなく、なおかつ生活面での身上監護がすごく重要になってくるケースというのが多いという分析も必要かと思いました。

それと併せて、今、東京社会福祉士会ばあとなあ東京では、ブロック制というのを取っておりまして、後見人が決まらないような場合は、ブロックの中で候補者をさらにもう一回推薦をかける、探すというような体制を取っておりまして、その影響も少

しずつ出てきており、受任が伸びてきているのかなと分析できます。

以上、御報告も含めて発言いたします。

○八杖会長

大変参考になるお話、ありがとうございます。

私からももう少しお聞きしたいと思いますけれど、今、首長申立てが減ってきているというお話がございました。実は、毎年、最高裁判所から、成年後見制度の概況という統計資料が公表されていますが、今年度、令和2年度の特色としまして、申立てをする方が今までは子どもが一番でしたが、これが初めて自治体が一番変わったということが公表されました。要は首長申立てが他の地域では増えていっているというのが現状です。

確かに足立区の場合は微減なのでそれほど大きく取り上げることではないのかもしれませんが、なぜ足立区では微減しているのか、国の統計と異なる動きになっているのか、そこは少し分析をしていただく必要があるのではないかと考えています。

私は幾つかの自治体に関わっておりますが、首長申立件数が伸び悩んでいるという同じような課題を抱えている自治体がございます。原因の分析などがされています。例えば、自治体の人事異動、先ほどもお話がありましたけれど、春先は低調になるというようなことが影響していたり、また、地域包括支援センターや社会福祉協議会さんと自治体との連携のところに課題があったりというのが多くの自治体で見られる原因ですね。

現場で対応している地域包括支援センターや社会福祉協議会から、成年後見制度につなぐ必要があると考えるいろいろなケースを自治体に上げているのですが、人事異

動などをはじめとする自治体における様々な事情によりなかなか実際の成年後見制度利用に結びついていない、現場と自治体が連携できていないということがあるようです。足立区の場合はどうなのか。ここは数字を基に少し分析を進めていただく必要があるのではないかと感じました。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。次回検討していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○八杖会長

今、統計資料を御説明いただいたのですが、本日、公証人の高木委員もいらっしゃるということで、任意後見、今回、任意後見監督人の選任、実際に始まったのは何件かという数字が出ておりますが、おおよその感覚で構いませんので、どれくらい任意後見契約書を作成されているのか、件数は多くなってきているのか、少なくなってきているのか、もし御報告いただけることがありましたらお願いします。

○高木委員

私のテリトリーである任意後見の関係について少し説明させていただきますと、5ページで、任意後見監督人選任が足立区で6件となっておりますが、これはあくまで申立てをした件数であって、公正証書を作成した件数は、私の感覚からすると、この4、5倍は十分あるのではないかと考えています。

任意後見の場合には、正常な判断能力のある状態で委任者と受任者が契約を結ぶこととなりますから、その後に判断能力の低下がない状態で亡くなってしまいますと、この制度、監督人の申立てというのではないわけです。そのため、ここに申立てがあるというのは、その程度になって代理権を行

使することが必要な状態になったものが6件ということでありまして、決して任意後見契約の締結件数が少ないとかそういうことではないと思います。むしろ私としては、公証人になって5年ほどになりますけれども、任意後見の相談件数は増えていると思います。

全体的な感覚から言いますと、リーガルサポートとかそういう士業の先生方が受任者となって締結する件数と、それ以外の親子や親族などの一般の方たちの相談というのがあるわけですが、相対的な件数とすると、7対3ぐらいで親子・親族の相談件数が多いのではないかと。ということは、任意後見契約を含めて、成年後見制度がかなり一般社会に浸透しているということで、個人の相談件数もそれにつれて増加しているのではないかとというのが私の現在の感覚です。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。今、司法書士さんが契約をすることが増えてきているような感覚があると高木委員から御説明がありましたが、矢頭委員からもし補足などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○矢頭副会長

東京支部における数字というのは、感覚的にも持ち合わせてはおりませんが、今高木先生がおっしゃったとおり、足立区においても、もしくは全国的においても、任意後見制度の広報、周知というものが図られております。また、特に成年後見制度利用促進基本計画の中で、保佐、補助、それから任意後見、これらの広報事業を強化していく必要があるというようにも言われている中で、特に任意後見に意識を置いて広報

事業が行われつつあるかなというように思っておりますので、その成果がじわじわと出てきているのかと思っております。

したがって、様々な相談窓口といったところにおいても、そういったものを意識しながら今後事業をしていく必要があるのかなというふうには思います。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。先ほど、足立区の高齢化率のお話がございます、25%に少し欠けるぐらいで、23区内では一番高いというような御説明だったかと思えますけれども、高い高齢化率との関係もあって、「老い支度」ということに対し、足立区では、区民の皆さんがかなり関心を持っている実情があるのではないかなと思います。

いろいろな自治体で今、成年後見の利用促進は行われていますが、やはり老い支度なども含めた、今元気な人たちがどう今後成年後見制度に関わっていくのか、利用していくのかということころにも守備範囲を広げざるを得なくなって、対応する自治体も増えてきていると思いますので、足立区の高齢化率などを考えると、やはりその点も少しずつ検討をしていかなければならないのではないかと思います。

それから、新型コロナウイルスに関する成年後見人の役割についても御報告をいただきましたが、この点について皆さん何か、こんな事例がありましたとか、困っていますとか、御質問も含めてあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

成年後見人をしている立場からして、コロナのワクチン接種、大輪委員、なかなか大変な状況なのではないでしょうか。何か御経験などございましたら御披露いただけますとあ

りがたいと思います。

○大輪委員

知的障がいのある方ですが、本人同意ということを基本的に置きながら、本人に確認をしますが、本人は注射ということで、なかなか最初は同意をしてくれないことがございます。ですが、そこで諦めるのではなくて、周りの状況、周りの方が予防接種をしたよというような情報が本人のところに入ってくることによって、本人も環境から影響を受けており、次の訪問のときには、予防接種どうしますかと尋ねると、「自分の知っている何とかのお医者さんだったらやってもいいよ」というように、本人が同意してくれ、予診票と一緒にサインをするというようなことができました。

以上のように、1回では本人が今の状況をなかなか理解できないような方たちの場合には、周りの環境というのがすごく重要になってくると感じたケースが幾つかありました。そういった中で申込みの予約の電話を一緒にしたりと、プロセスを共有するというような御支援をさせていただいています。そのため、今のところ、私の利用者さんで拒否の方はいないという状況になっております。

○八杖会長

ありがとうございます。矢頭委員は、何か御経験などありますか。

○矢頭副会長

在宅と施設とで違うわけで、在宅は今大輪先生がおっしゃったような形で進めていくと。施設は、ここの資料にもありますとおり、成年後見人ですと同意権があるということで、施設側から同意を求める案内が直接来たりした場合には、まず御本人に確認をしていただきたいとお伝えします。面会ができるのであれば、直接後見人のほう

から確認をするということも可能なんですけども、残念ながら面会ができない、ウェブ等での面会しかできないということもあるので、施設から確認をしてみたいというお話をさせていただき、それでおそらく、同意が取れているんだろうと思うんですが、注射完了したと、接種完了したという御報告をいただくということがありましたので、そういう意味においては、本人にまず確認をしていただくというところで進めていったということでありませう。施設ごとに接種を進めていることもあって、徐々に施設による直接面談の緩和というものが検討されつつあるというような状況かなというふうに思います。

もう一つは、接種というか面談に関して言えば、一切駄目かなというように思いつつも、どうしてもいろいろな課題解決のために懸案事項があり、御本人の意思の確認、接種にかかわらず確認をする必要性があるといったときにおいて、例外的に面談を申し込むということは何回かあったんですけども、全てにおいて御理解をいただいて、施設のほうでも対応いただき、短時間で面談を対応していただいたということもありましたので、そういう意味においては、厳しい状況ながらもいろいろ工夫しながらやっているという状況かなと思っています。

○八杖会長

ありがとうございます。

私も少し御報告させていただきますと、今、在宅と施設という話がありましたけれど、病院が結構難しいですね。面会の話ですが、施設は何とか面会を認めてくれるところが多いのですが、病院はやはりいまだに面会は難しいという回答をいただくことが多くなっております。

一応、病院でもウェブ面会は可能だとい
うところもありましたので、ある被後見人
の方についてはウェブ面会を使って本人の
同意を確認しようという努力をして、
紙芝居のようなものをパワーポイントで作
って説明することになりました。しかしな
がら、そもそも論的なコロナって何？ワク
チンって何？という説明が非常に難しく、
また、注射を打って感染を防ぐことができ
ますよ、注射をすると副反応というのがあ
りますよなどという説明をするのですが、
ウェブ面会ではそういう紙芝居を使っ
ての意思疎通もなかなか難しく、結局そ
の方からまだ同意の確認が取れておらず、
病院とどうしましょうかというような話に
現在なっているという件がございます。

このように後見人は、現在、非常にワク
チン接種の同意を取るのに苦労して対応し
ているということなのですが、本人が同意
しない場合に後見人が本人に代わって接種
同意ができるのかという点については現在
かなり混迷した議論状況になっておりま
す。予防接種に関する法律を見ますと、本
人が同意できない場合には、後見人が保護
者として代わりに同意ができるかのように
記載されていると読めなくもないのです
が、御承知のとおり、後見人は医療同意権
というのを持っておらず、本人が注射をす
るという医療行為についてもともと同意が
できないということになっております。

そうしますと、このワクチンの接種の同
意というのは、医療同意との関係ではどう
いう意味があるのかということが大きな課
題で、国の説明もかなり混乱をしています
が、現在、法律的に整理されているのは、
やはり後見人に医療同意権はないので本人
に代わってワクチン接種について同意する
権限はないと。したがって、法律に書かれ

ている予防接種についての同意というの
は、手続的同意に過ぎないものだ。要す
るに御本人の同意を前提として、後見人は
接種手続について本人に代わって同意の署
名ができるという、こういった意味合いで
しかないというのが今言われているところ
です。

ただ、そのような理屈はなかなか施設や
病院には理解してもらえず、なぜ同意をし
てくれないんですかと、ほかの人に感染し
たらどうするんですかと、トラブルにな
るようなこともあると聞いております。な
かなかセンシティブな問題ですので、後見
人もかなり努力して対応しているというよ
うなことも含めて御理解をいただけるとあ
りがたいなと思っております。

皆さんのほうから、他にこのワクチンの
件と後見人の関係で何か御体験とか御質問
とかあればお願いしたいと思えますけど、
いかがでしょうか。

○佐藤福祉事業部長

社会福祉協議会の福祉事業部長、佐藤で
す。資料で少し数字を確認したいんですけ
れども、13ページのところの下の利用状
況というところで、区長申立て件数とあり
ますよね。そこで、30年度は72件、令
和元年度は67件とあるんですけれども、
これと10ページのところの足立区の数字
に行きますと、平成30年度は、申立て数
は63件になっているんです。令和元年も
62件になっていますが、13ページのほ
うだと67件になっています。

○関根権利擁護推進係長

すみません、こちらは暦年で集計してい
るためだと思います。裁判所が出す数字は
12月31日現在などになるので少しずれ
ています。たまに一致するときがあったり
するので紛らわしくなる場合がございます

が。

○佐藤福祉事業部長

では、13ページのほうのグラフで見ていくということによろしいですね。

○関根権利擁護推進係長

年度で集計する場合は、そうですね。

○佐藤福祉事業部長

分かりました。

○関根権利擁護推進係長

役所は年度で区切っているのですけれども、司法関係のほうは、年で区切っていて、先ほどの申立て件数なども、12月31日現在などとなっています。暦年でカウントしたり年度でカウントしたりと少しややこしくなってしまうて申し訳ございません。

○佐藤福祉事業部長

分かりました。

それから、13ページのほうで若干、令和元年度から令和2年度、2件減っているのですが、私も今思い立ったところを気づいたんですけども、令和2年度はコロナの影響がありまして、地域包括などの活動もかなり減っております。動けなかったというところが前半、後半は少し活動していたと思うんですけども、令和2年度の前半といいますか、半年間はかなり控えていたので、やはりそういった影響が若干出ているのではないかと思います。

ただ、活動していないならば、もっと減っていてもおかしくないところですが、減っているところが2件減で、2件のみにとどまっているということは、減っているというように見なくてもいいのかなと感じたところなので、少しお話しさせていただきます。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございました。そういった分析はやはりしっかりとさせていただくことが重要かと思えますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

この議題は、ほかにございますか。よろしいですかね。それでは、ほかに御意見や御質問がないようですので、本件の質疑は以上としまして、次に移りたいと思います。

続きまして、議題の2番です。令和3年度成年後見制度利用促進事業実施計画および実施状況について、事務局から御報告をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係の関根です。議事資料の20ページをご覧ください。こちらは昨年度、第2回の制度審査会、令和3年3月30日に使用したものをまた再掲させていただく形になっております。

計画と審議会と協議会、先ほど冒頭のところで区市町村責務としての努力義務として課せられたものという中で大きな3つのもの、それからその中核機関というものをなすための4つの専門的見地により、結果として不正防止等につながるという、そういったところを足立区のところにとり落としたところがございます。

足立区の高齢に関しましては、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画というのが今年から実施されておりまして、障がいの分野におきましても、第6期障がい福祉計画というのが実施されております。右側のページ、21ページ見ていただきますと、足立区は短冊型のように、基本計画の下に様々な計画がありまして、複数計画をもって「何々計画」として位置づけます、例えば、区営住宅更新計画、学校施設更新

計画等をまとめて「公共施設等総合管理計画」として位置づけます、といったように他の分野にも多くあって、保健福祉分野においても、右上の点線の囲みで、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、保健衛生計画、障がい者計画といったものがくくられまして、足立区の「地域保健福祉計画」として位置づけられている現状でございます。

なお、高齢福祉計画と保健衛生計画の指針をなすために、若干上位な位置に「足立区地域包括ケアシステムビジョン」「つながりで 育む安心 笑顔の将来（みらい）」というのを表題にした計画を平成31年度から策定されていて、高齢者福祉計画や保健衛生計画は、その「行動計画」として位置づけられて本年度から策定されているところでございます。

成年後見制度利用促進に関しましては、そちらの計画の中に散りばめるといいますか、内包するといった形で高齢の計画、障がいの計画の中で成年後見に関することをうたっております。お手元の太いホチキス留めで「計画資料」というのがございまして、こちらのほうに地域ケアシステムビジョンの概要版、高齢福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要版、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児童福祉計画の概要版とそれぞれの本編の抜粋、成年後見に関わる部分のところを記載しております。これらに基づいて、いろいろと高齢や障がいの計画で足立区ではなされているというところではあります。

そちらに関しましてもまた議題3とかぶってしまうので、ここではそこまでにとどめておきまして、その計画を実施している中で、具体的に本年度はどのような動きをするかという、22ページをご覧ください

まして、困難事例検討会、区長申立検討会を毎月行って、先ほどの区長申立て等の件数とかもありましたけれども、困難事例がある場合は必ず上げていただくような形で庁内各所に連絡しておりまして、日々集約して作業しているところでございます。

親族後見相談会、先ほど親族後見の話などいろいろ出ましたけれども、これまで実施していた親族後見をされている方の相談会から、今年度からは親族後見に限らず高齢者、障がいのくくりなく、無料法律相談といったものを毎月、推進機関である権利擁護センターあだちにて拡大して実施させていただきますまして、3か月滞りなく実施した次第でございます。太枠の囲みが6月までやったところでございます。

今年度の大きな取組としましては、やはり7月の地域連携ネットワーク協議会、議題3で取り上げますけれども、そちらの営みと、それから8月にケアマネジャー向けの研修などを、後で詳細は権利擁護センターあだちのほうから説明していただきますが、ウェブで開催するなど、新たな試みとして裾野を増やしていこうかなど。そういった部分の実施計画等は、記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、24ページに、無料相談の案内など、あだち広報の今年度の5月10日号の記事で、囲みになっている部分がそちらでございます。

また、25ページ、ホームページには常時掲載しておりますので、この日程で予約していただいて、常に満員だという状況を伺っております。

具体的な計画事業予定や推進機関で行われている状況、それから実施した報告などについて、権利擁護センターあだちの山本課長からお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだちの山本と申します。

お手元の議事資料26ページを御覧いただければと思いますが、本年度、権利擁護センターあだちのほうで成年後見関係における事業の一覧を掲載しているものでございます。まだ年度後半の部分については、具体的な中身は今検討中というところもありますので、その辺りも踏まえて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、研修等についてです。主催研修は、直近で予定しておりますのが、8月12日のケアマネジャー向けの研修となります。お手元の資料28ページがその実施案ということで、現在準備を進めているところでございます。対象は足立区内で活動するケアマネジャーということで、そのケアマネさんに向けた成年後見制度の基本ということで行おう予定です。

講師の先生でお招きいたしますのが、こちらの資料の中には弁護士ということで、資料を作成した際にはまだ講師の選定が済んでいませんでしたが、東京弁護士会さんのほうに打診させていただいて、先日回答が来まして、小杉健太郎弁護士さんに講師として来ていただき、成年後見制度についての解説をお願いするということになっています。

特にコロナの状況がまだまだ先の見えない状況もありまして、今回につきましては、事前に小杉弁護士さんに会場にお越しさせていただいて、講義の中身を撮影させていただいて、その動画を配信させていただいて、それを視聴していただくことで研修受講ということに代えさせていただく予定をしています。

スケジュールにつきましては、今、打合

せをしているところでございまして、8月12日に当日撮影をさせていただくと。動画の編集を経て、8月24日から9月10日という期間を定めて限定公開で動画を配信させていただいて、視聴受講いただくという予定をしております。

目的としては、こちらに書いてあるとおり、高齢者の方々の一番身近で支援をしているケアマネジャーという立場の方から、どういった方をこういった成年後見制度につなぐべきかということ、まず制度の中身を御認識いただくこととおつなぎいただくということを目的として、この制度の周知をしていく予定でございます。ケアマネ向け研修については、今申し上げたような形で準備を進めているところです。

それから、もう一つ、26ページの一覧表に戻っていただきまして、無料法律相談会、月に1回やっておりますものについては、隣の27ページ、4月から6月まで受け付けたケースについて、簡単に概要版という形でケースを載せさせていただいています。成年後見制度についての相談というものもあるんですけども、3か月で全部で7件あるうち、3件ほどは負債や自己破産、債務整理などについてという相談も含めて来ているところでございます。

こちらについては、あだち広報で周知を行うことのほか、毎月1回地域包括支援センター連絡会という包括の集まりがあるところにも情報提供をさせていただいて、もし御相談したいケースがありましたら、権利擁護センターまでお申込みくださいということで周知をしているところです。

あわせて、26ページの左から3行目のところ、個別相談の司法書士のものについては、今、打合せを進めているところで、本年10月より司法書士会、リーガルサポ

ートさんの御協力をいただいて、月に1回相談会を開催していく予定で準備を進めているところです。

それから、その隣、その他と書いてあるところです。これはまた社会福祉協議会とリーガルサポートさん共催という形で秋口に開催させていただいているリーガルサポートの遺言成年後見の無料法律相談会、こちらにつきましては、会場の予約について秋口の衆議院選挙との兼ね合いもあって、現時点の予定ですと10月30日、権利擁護センターがあります千住庁舎にて開催をしていく予定です。これについては、あだち広報で周知をする予定です。

後見人連絡会につきましては、昨年は一度も開催することができませんでした。コロナの影響で、集合形式で皆さんお集まりいただいて、そういった研修とか会議を行うことがなかなか難しい状況でもありましたので、昨年は一度も開催はしていませんのですが、今年度は下半期の、具体的な日程はこれからになりますが、オンラインという形で開催できるように今検討を進めているところです。

どうしても後見人連絡会は、講義形式といえますか、研修といった意味合いよりも、意見交換というものもあつたりするので、リアルタイムオンラインで、Zoomなどのそういったツールを活用しながら、御参加いただける方にオンラインで意見交換ができる場をつくれればなということ、今、協議しているところでございます。

雑駁ではございますが、権利擁護センターからは以上となります。

○関根権利擁護推進係長

では、知的障がいの分野でお願いいたします。30ページですね。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長

障がい福祉課の小川です。30ページのところで、令和3年度の知的障がいの「小規模講座」企画ということで書かせていただいています。前段に「位置づけ」というように書かせていただいているんですが、先ほどの1つ目の議題のところで発言しようかどうか迷いましたが、区長申立ての数、それから申立ての数というところで、実は知的障がいの部分については、横ばいというか増えてきている感じはございません。申立て件数がそれほど飛び抜けて多くはないので、高齢のほうと比べると大した数ではないんですけれども、昨年度、それから今年度に関しても、月1ぐらいのペースでは区長申立て審査会に至るところまで行くというような感じで、今年度5月はありませんでしたが、7月、8月も案件として上がってくるだろうと思っています。

それらのうちの幾つかは、やはり地域で母子で暮らしていらっしゃる方の、例えばお母さんが亡くなったとか、それで施設に保護をして、その後どうしたらいいだろうというところで、成年後見制度につなげるしかないというような感じのものがあつたりし、今年度の初めに審査会まで持っていた案件は、お兄さんと2人暮らしで、お兄さんが少し疲れてしまって、急遽入院されてしまったというところで知的障がいの方の申立てをする運びとなりました。

形はいろいろございますが、地域の中でのいわゆる高齢の親御さんと高齢の障がい者みたいな図式というのはやはり少しずつありますし、ぎりぎりのところで今保っているなというのは実感としてあるので、それも御家族が大勢いらっしゃる中ではなく、どちらかという、親一人子一人みないなところでの部分があるので、そういう意味では、知的障がいの部分では、ひょっ

とするとこれから区長申立ても増えてくるのかなという気がしています。施設入所のところでは、相変わらずのニーズがあります。

このようなことを前提に考えたときに、この30ページの位置づけのところで、要は母一人子一人、父一人子一人でぎりぎりのところではなく、その前の段階である程度、成年後見制度につなぐことができるのであれば、やはりそのほうがいだろうと考えております。通所施設などを利用されている、どちらかというやはり重度の方のほうがニーズとしては多いので、そういう方は大体どこかに通所されていて、そういう意味で言いますと、やはり日々通所していらっしゃる利用者さんの支援をしている通所施設の職員の方たちが一番ニーズというのをキャッチできるはずだと考えています。

そのため、通所施設の職員の皆さんに成年後見制度の理解をしていただくとともに、何か起こってからではなく、そうなる前に、通所施設の職員の方が相談していただいて、何とか相談支援事業所などにもつながりながら成年後見制度につなげていければ、これがやはり形としてはいだろうということで企画をしています。

企画の内容は、実は昨年度と全く同じです。ただ、昨年度、コロナの関係で2つとも開催できなかったのも、今年度はリベンジと思って、知的障がいの親の会を母体を持っている施設の職員向けに、それから肢体不自由の障がいをお持ちの方の御家族、その家族会が母体の法人の職員さん向けにということで実施予定です。

特に知的のほうに関しては、講師というよりは権利擁護センターと我々のほうで協力しながら簡単に制度の説明はいたします

が、法人の中の人権啓発委員会という法人、横のつながりの皆さんがいらっしゃるもので、そういう方たちと一緒に考える、できればグループワークのようなものを取り入れながらやっていくといったことを考えています。

それから、肢体不自由のほうの施設に関しては、これは法人の考え方として、一般の通所の職員が理解するのはもちろん大切だけれど、その前に管理職が知らなかったら駄目だろうというような考えがあって、管理職の皆さん向けにやるということを企画しています。これについては、矢頭先生に講師としてお願いしようということで、2年間できなかったというのがあるので、今年度は何とか実施したいと思っています。

現時点では、9月、10月頃の実施を考えておりますが、コロナの状況などいろいろなことを考えるとずれる可能性はあると思っています。冬の時期に2年連続でやろうと思って失敗したので秋に持ってきているんですけども、これも今後の感染状況によっては変えざるを得ないのかもしれないというように思っています。

少し長くなりましたが、知的の分野はそういう形で取り組もうと思っています。

以上です。

○関根権利擁護推進係長

では、精神障がい関係分野に関しまして、ご説明をお願いいたします。

○田口精神保健担当係長

中央本町・保健総合支援課精神保健係、田口です。よろしくお願いたします。

私からは31ページ、32ページの報告をさせていただきます。まず、31ページです。今年度の精神障がい関係者・当事者向けの成年後見制度小規模講座の計画で

す。3つあります。

まず1つ目は、6月30日に精神障がい
の当事者向けの講座を企画、計画をしてい
ました。こちらについてはまた32ページ
のほうで報告をしたいと思います。

次に2つ目ですが、8月30日に保健師
向けの講座を予定しております。精神保健
担当者の各センターの保健師・担当者向け
に成年後見制度の概要と、そして申立てに
関する手続等の講座を受けていきたいと思
っております。

統計でも、精神障がいに関する数が少な
いんですけれども、年に1件から4件ずつ
は出ておりますので、保健師が関わって、
これはどういうことだというような全く知
識のないところでは御相談にも乗れません
ので、そういった知識をきちんと毎年積み
重ねていきたいと思ひまして、保健師向け
の講座を企画しております。

そして3つ目ですが、12月頃に精神障
がい者の家族向けというところで企画をし
ております。ここはまだ少し詰めておりま
せんので、どのような対象になるかという
ところはまだ明確ではございませんけれど
も、一つ家族向けにやっていきたいという
ようには思っております。

そして、32ページを御覧ください。1
つ目の6月30日の当事者向けの講座が、
先日、ちょうど1週間前に終わったところ
でございます。地域活動支援センターふれ
んどりいという、場所が竹の塚にあり、精
神障がい者の地域活動を支援する場所で
ございます。そちらのほうで実施させてい
ただきました。実は昨年度、同じ内容で1回
させていただいたところとても好評で、も
う一回やっていただけないかという声もあ
りまして、6月30日に第2弾という形で
させていただいたところです。

参加者はセンターの利用登録者の方々、
いわゆる当事者の方々が今回3名参加して
いただきました。講師は、権利擁護センタ
ーあだちの職員さんです。内容としまして
は、簡単な基礎知識、そして地域福祉権利
擁護事業と二本立てでパンフレットとか資
料を用いて説明をいただいたところです。

参加者の感想もお聞きしましたが、やは
り将来の不安というところを皆さん口々
におっしゃっておりました。また、お金が
かかるのかどうなのかというところもとも
注目されて聞いていたという感想がござ
いました。

実施録のところにもありますけれども、
参加者が3人しかいなかったというところ
では、10人の定員ということで考えては
おりましたが、3人でよかったというよう
なセンターのスタッフからの意見もありま
した。実は昨年度、この同じ講座で9人
の方に参加いただきました。そのうちの1
人が今年度の2回目として、3人のうち
の1人ですね、受講をいただいた方がいま
した。この方、昨年度の9人の中の1人
では質問が全くできなかつたそうで、説
明を初めて受けて理解というところもあ
ったかもしれませんが、今回はゆっくり
と話が聞けて質問ができたという満足
のお声もあったものですから、人数が少
ない、じっくりとゆっくりと落ち着いた
雰囲気での講座というところでは、精
神障がいの方に対する講座はそんな
形のほうがよろしいのかなというよう
な私の振り返りがございます。

また、経済面というところのものもあ
りますので、個別の相談のような形にな
ってしまうかもしれませんが、ゆっくり
とこの質問に質疑応答していただける
時間もきちんと取ったほうがいいの
かなと思ひました。親亡き後という
ところの不安も皆さん

あるようですので、これからも当事者の制度利用の促進を、少しずつ広めていけたらというように思っております。

以上です。

○八杖会長

御報告ありがとうございました。今、全体的な実施計画につきましては、権利擁護推進係長から御報告をいただいて、その後、実際の実施状況について各御担当の方々から、高齢分野、また障がい分野は知的障がいと精神障がいの分野に分けて御報告をいただきました。

今の御報告を踏まえまして、皆さんのほうから御質問等があったらお願いしたいと思えますけど、いかがでしょうか。

矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長

矢頭です。根本的な部分になりますが、中核機関はもう設置されたんでしょうか、業務委託がなされて。

○関根権利擁護推進係長

はい、設置されております。

○矢頭副会長

いつ頃？

○関根権利擁護推進係長

今年度4月1日からです。申し訳ございません、議題3で取り上げようと思っておりました。地域連携ネットワーク協議会の関係で要綱設置が4月1日からされまして、中核機関の業務委託を、タッグを組む形で権利擁護センターあだちさんとやっている状況でございます。

○矢頭副会長

分かりました。そうしますと、社協さんが委託を受けて、その中核機関の名前などは何かあるんですか。中核機関と呼べばよろしいのでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

申し訳ありません。名称まではつくっていないです。

○佐藤福祉事業部長

社会福祉協議会では、区民に関わる講座や相談など、そういう部分を委託しております。区と権利擁護センターで中核機関というようなシステムを取っております。

○八杖会長

今の話ですと、全てを受託されているわけではないということですね。どこまでを自治体である区が行って、どこからを委託を受けている社協さんが行うのかというのが、確かに今の御報告の内容を見ていると、少し曖昧となっているような感じがするので、その点の整理が必要だということでしょうか、矢頭先生。

○矢頭副会長

はい。

○佐藤福祉事業部長

その辺りは議題3のほうで説明があるようです。

○八杖会長

ありがとうございます。では、その点は議題3にとっておくということにさせていただいて、それ以外、もし御意見、御質問等あったらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○大輪委員

質問ではないのですが。

○八杖会長

大輪委員、お願いします。

○大輪委員

親亡き後の支援ということで、障がいの方の支援というところで私もよく御相談を受けるんですが、どうしても親亡き後の支援というと、親御さんの意見を中心に聞いて、親御さんが今、親亡き後のために必要だという形で申立てということになるので

すが、ここではやはり、本人の意思、意思決定支援ということが非常に重要になってくると思っております。そのため、時間がかかります。そういう意味では、親御さんの意向を確認した上で、本人への意思決定支援を、障がい者の施設とか、チームを組んでやる体制づくりというのがとても重要になってくるかなと考えます。

そんな形で私も、急がず本人への意思決定支援を中心に支援をしていくというようなことを心がけようと思っておりますので、一緒に考えていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○八杖会長

ありがとうございます。今の点について、小川さん、何かコメントはございますか。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長

まさにそのとおりで、成年後見制度の研修をやりますからとかという言い方ではなく、やはりふだんの生活の中でこういう部分が気になりますよね、こういうところが大変ですよというように一番キャッチできるのが、やはり日々接していらっしゃる通所施設の職員の方なんです。

入所施設などもそうなんですけれども、成年後見人は施設の職員になってほしいなんていうことを本当に純粹に言われる御家族の方がいらっしゃるって、そういう意味では、そこからうまく入って行って、それを相談支援事業所などと一緒に、そんなに急がず、しかし、少し急がないと間に合わないみたいな方も結構いらっしゃるんで、少なくとも知的の部分ではそのようなアプローチをしようと考えています。そのとおりだと思います。

○八杖会長

先ほど、精神のほうも田口係長から、親

亡き後の御相談などがあるということでしたけれど、何か補足等ありましたらお願いできますか。

○田口精神保健担当係長

田口です。ありがとうございます。昨年度9人の御参加いただいた方々も、やはり親亡き後、親が年取ってきたから、そろそろ自分のことを自分で考えなくてはいけないということを皆さんおっしゃっていたので、そこについてやはりゆっくりと、じっくりと精神の障がいの特性を踏まえながら、私たちも保健師として、ふだんの生活の中からそういう言葉を、制度とかの御利用のところを御紹介しながら一緒に考えていく姿勢をまた保健師にも広めていきたいというように思います。

○八杖会長

ありがとうございます。知的障がいのほうでは、親亡き後問題というのはかなり主要な問題として共通に認識していると思いますが、精神のほうもやはり同じ問題が当然あるということは、意外と皆さんあまり共有できていないような気がするんで、今お話しいただいたようなところをしっかりと進めていただければと思いますが、大輪委員、何か補足はございますか。

○大輪委員

特にございません。ありがとうございます。

○八杖会長

ありがとうございます。小川さん、よろしく申し上げます。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長

先ほど、私は重度の方を対象とした話をしてしまったような気がしますが、実はこちら・軽度の知的障がいの方は、重度の方よりもさらにニーズがあると思います。親亡き後という意味では、今親御さんがいるか

ら何とかなっているのが、結局親御さんが亡くなってしまったときに、中・軽度の人ですから施設入所がなかなかできない。自分なりのいろいろなポリシーとか、いろいろなプライドがある。だから人の世話にはなりたくないというような方が地域で次々に高齢化していったときの課題というのが今出始めています。

そういう意味では、そういう方々にどうやってアプローチするのかということも課題となるので、その点はおそらく、精神の方と似ているのかなというように思います。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。今の中程度の方ということについて、大輪委員、情報等ありましたら、何かいただけますでしょうか。

○大輪委員

やはりなかなか利用につながりにくい、当事者向けの研修にもなかなかお誘いしても出てくれないというところがあるかなというふうに思います。しかし、これも施設単位とか事業所単位とか、そういった形でぜひ当事者向けに理解していただけるような分かりやすい研修があったらいいと思います。

○八杖会長

親御さんの皆さんは、成年後見制度に対して信頼感がない方が多くて、違う方法でできればという方が多いですね。ですからやはり親御さん、また親の会の皆さんとざくばらんにそういったことを少し検討、お話をしてみるというのは、もう一歩踏み出してもらうためのいいやり方なのではないかと思います。

それから、別に成年後見制度が全てではないと思いますから、ほかの制度もいろい

ろあるわけで、その方にとってどの制度がよろしいのかということも含めて、何でもかんでも成年後見に結びつけるということではなくてもいいのではないかなと、個人的には思っております。

ほかの自治体などでは、親御さんから専門職に対する信頼がないというようなお話があったりしてしまして、親の方々は皆さん、親同士でネットワークでつながっているようなところもあって、成年後見制度を使って専門職とうまくいかなかったりということがいろいろ情報交換などされているようです。我々専門職も、こういった形でこのように実際に後見業務をしていますということを十分に情報発信できていない部分もあるので、専門職団体も、足立区もいろいろ関わっていらっしゃると思いますし、後で地域連携ネットワーク協議会の話もあると思いますけれど、専門職が、自分たちはこういった後見業務をしているという情報発信をしていくことがとても重要ではないかというのを私自身は感じる人が多いです。

以上になります。

ほか、いかがでしょうか。前回の審査会のときに、計画、成年後見独自のものをつくっていくことを検討してみたいというような御発言があったかのように記憶しておりますが、その点は、今後の御予定や進捗など、もし御報告いただけることがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○宮本高齢福祉課長

よろしいでしょうか。宮本です。

○八杖会長

お願いします。

○宮本高齢福祉課長

法で努力義務とされているこの利用促進

計画については、何らかの形でまとめていく必要があるというふうに考えております。大きな課題だという認識を持っております。一般論として計画をつくるということで、目指すべき姿を庁内外に発信していくということ、あるいは課題の整理ができる、意義があるという認識でいます。ただ、一方では、計画をつくるのが目的ではないのかなど。計画をつくって成果を出していく、取り組んでいくことが一番大切だという認識でいます。

というのが、先ほど冒頭のところで、足立区の例えば制度の認知度、利用者数、申立て件数、これ、計画を策定した自治体と何か差が出ているかということ、決してそんなことはないというように捉えております。要は計画をつくるということはコストがかかる。それ以上の成果を出していく。では、どういう計画がいいのかというところをじっくりと考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

どのような形で計画をつくるのか。現在は計画の中のいろいろなところに頭出しをした程度のものしか足立区はつくっておりません。これを単体の固有の計画として策定するのか、あるいは同じような計画でも、しっかりと章立てをして計画の中に盛り込んでいくのか、いろいろな形があると思いますが、今、私どもが考えているのは、次期の高齢者保健福祉計画において、少なくとも何らかの形でまとめていきたいというふうに思っているのですが、ちょうどその上位計画である地域包括ケアシステムビジョンの改定がほぼ同時期になってしまいます。これらを含めてきちっと整理した上で、何らかの形で次期のときにはお示ししなければいけない、そのような形で考えておりますので、またいろいろとお

知恵をお借りすることもあるかと思いますが、そういった段取りで今後進めていきたい、そのように考えております。

○八杖会長

ありがとうございます。確かに計画をつくること自体が目的ではないというのはそのとおりだと思いますので、実際に実のある内容で進めていけるとよろしいのではないかと思います。

ただ、制度の持続可能性という問題は当然出てくるわけですので、制度を持続していくためにどういうやり方がよろしいのかというところはしっかり御検討いただきたいと思います。我々も委員全員で協力するつもりでおりますので、御検討いただければと思います。

では、議題2はおおむね以上とさせていただきます。議題3も関連する内容になりますので、もし御質問等があれば、議題3のほうでいただきたいと思います。

それでは、議題3の、区における成年後見制度利用促進の取り組み（地域連携ネットワーク協議会）を中心に、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長、関根です。議事資料の34ページ、35ページ、見開きになっております。こちらは、やはり昨年度第2回制度審査会での再掲になりまして、特に右側の35ページにおきましては、先ほどの20ページの再掲となります。

先ほど、地域連携ネットワーク、中核機関の用語が飛び交っていますが、私も4月に来てその辺りが少しぼやけているような状況で、一応整理させていただきますと、平成12年度に介護保険制度の導入とともに成年後見利用制度、以前使われていた、

いわゆる禁治産ですとか、準禁治産という言葉がなくなり、後見、保佐として扱うことになりました。ただ、そちらの制度利用があまり進んでいないということで、平成28年に制度利用促進基本法と同29年の閣議決定がなされ、各自治体において一層利用促進をして地域共生社会、当時は地域包括ケアと呼んでいたのでしょうか、の実現に資するため自治体計画をつくりなさいと、それには中核機関を構成して、審議会、計画があった上での一体的な取組が必要ですよという形で自治体に努力義務化されたというふうに引き継がれております。

先ほど、計画で散々出てきましたけれども、今年度から第8期の高齢計画、第6期の障がい計画、それから高齢の分野、保健の分野におきましては、地域包括システムケアビジョンという18の柱の中の行動計画として、その高齢計画は位置づけようと、足立区のいいところでも悪いところもあるのかもしれませんが、基本計画の下にたくさんぶら下がる各計画ないしはプランというものを、ある種、複合的に捉えて何とか計画とします、保健福祉分野では、これとこれとこれとで地域保健福祉計画として位置づけます、これとこれとこれとを結びつけて何とか計画と位置づけます、という傾向が強いのですけれども、フレキシブルな一方、少し曖昧になってしまうところはあるかなと思われまます。

その中で成年後見制度利用促進計画の位置づけは記載のとおりで、今年度から中核機関と銘打って、昨年度まで3年間にわたって地区三士会のほうで協議が行われて、本年度、地域連携ネットワーク協議会という運びになります。

34ページのイメージ図、中段のほうにあるのですけれども、業務内容の契約にな

りますので詳細は申し上げられませんが、足立区としては、社会福祉協議会さんのほうにきちんと業務委託契約の中で、成年後見制度利用促進基本計画閣議決定2の3及び4に規定する中核機関機能に関する業務というのは、これは委託している次第でございます。

その閣議決定3の2の④というのは、地域連携ネットワークの中核となる機関が必要ですか、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能ということで、両輪タッグを組んでやっていくという形を取る形になるので、どちらかに丸投げ、どちらかがやるというのではなくて、実際に実務としても行っていただいている権利擁護センターあだちさんの日々業務ですとか、相談業務ですとか、そういう既存のリソースを知らないところなどに提供できていけるような機会ができればいいなといった感じで、地域連携ネットワーク協議会のほうをイメージしております。

そのように地域連携ネットワーク協議会ができて、地域包括システムケアビジョンの下にある高齢の計画ないし障がい福祉分野の計画があった上で、審議会として、すみません、こちらも宿題を頂戴していますけれども、今あるこの会（制度審査会）が審議会として位置づけるべく、今後、修正していった上で、中核機関がなされていくということで、今年度以降3年間進めていく、というところが前年度までの取組と計画でした。それについては記載のとおりです。

36ページに移ります。昨年度の地域連携ネットワークの検討協議会から名称のみを変えたような状態なのですけれども、協議会設置要綱となります。本年の4月1日から施行されていまして、地域連携ネット

ワーク協議会、中核機関との連携に関する
ことということで要綱が設置され、めくっ
ていただきまして、38ページ、個人名は
記載しておりませんが、職種等で1
0の分野から、基幹地域包括支援センター
のほうで今回事務局に入るのでカウントは
していないのですけれども、各分野から、
今までの専門三士以外の分野のところから
参加していただき委員を構成した次第で
ございます。もう再来週となってしまうん
ですけれども、7月21日に1回目の地域連
携ネットワーク協議会を開催する運びにな
っております。

39ページは、中核機関連絡会を6月2
日、庁内推進連絡会の後に行いまして、打
ち合わせした次第でございます。今日出席
の山本課長ですとか、小川係長、田口係長
にも同席していただきまして、各分野のほ
うから、中核機関とは何ぞやというところ
から、ブレインストーミングみたいな形
で、今後これをどうしていくかというところ
で話し合った次第でございます。

40ページをめくっていただきまして、
地域連携ネットワーク協議会ないしは地域
連携ネットワーク協議会をなすための中核
機関の在り方とか位置づけということとか
を、再度メンバーで確認した次第でござい
ます。

足立区における中核機関は41ページに
あるような形で、家庭裁判所が特定の区に
肩入れというわけではないのですけれども、
特定の区のみ結びつくような形ではなく
て、ブロックなどのオブザーバー的な出席
みたいな形はあるというような話は聞いて
いるのですけれども、当時は、ここには家
裁が入らない形になっております。今まで
の地区三専門職のほか、精神障がいの方
野ですとか、知的障がいの分野ですとか、

医療関係者、行政書士会、また消費者セン
ター、金融機関等が参加する形で、今ある
もの、今あって既に動いている、既に成年
後見制度利用促進のために行われている営
みをいかにしていろいろな分野に広げてい
けるかというところが今後必要になってく
るだろうというところは確認した次第で
ございます。

それを念頭において42ページを見てい
ただきまして、今年度は広報部会、部会と
いう名前ですと、部会設置という項目が項
目があるわけではないのですけれども、仮
称としまして、広報部会というものをやっ
て、広報・周知・啓発活動、ページ行っ
たり来たりで申し訳ございませんが、34、
35ページの、国が中核機関に求める役割
のセグメントの1つの広報・啓発・相談受
付というところを充実させていこうかなと
いう次第でございます。

年に2回予定しております、7月21
日が第1回、まだ予定ですけれども、第2
回は、年明けて1月13日で、情報共有な
いしはそれがどのように事例を検討してい
くかというところで考えております。

中核機関連絡会で出ました意見等は4
4、45ページにまとめさせていただきました。
中核機関・地域連携ネットワーク協
議会の役割の確認をしたのですけれども、
先ほど名称があるかという話がありまし
たが、申し訳ありません、名称などそうい
ったものはなくて、中核機関の役割とい
うものは、御存じかもしれませんが、適
切なチーム支援を行い、権利擁護につな
げるためのコーディネーターとしての役
割を担うということで、中核機関ですと
看板を掲げて事務所があって、そこに専
従職員がいて何かするというわけではない
ので、情報を集約して確実に伝えていく
方法、スキ

ームを構築するのが主な役割ではないかと。

仕組みづくりとして集約して必要な機関につないでいく。そのための分析、コーディネートを各機関集まって行うということで、互いに知らなくて不足していた情報等が具体的に結びつくようになればいいと考えております。広報の活動としては、また新たに費用を取ってコストをかけて冊子を作るなどではなくて、既に権利擁護センターあだちさんのほうで作られている成年後見制度の御案内ですとか、各所で作られているそういった配布物等も利用しながら、行き届いていないところや、今まで置いていない場所などに置いていただいたり、配布していただいたり、あとは金融機関の方や各施設の方もいらっしゃいますので、そういったところで実際に問題になっている事例などを皆さんで情報共有していければいいと考えております。

個人情報を扱うというのは、個別検討会とかではないので少し困難かとは思いますが、一般的な事柄に置き換えてみて、そういった機関等で情報共有が図ればいいと考えております。まず今年度は、顔合わせというところから始めて、情報交換、共有、さらには事例検討につなげていきたいと考えております。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございます。ご報告いただいた内容には、本日これまで既にいろいろと議論になっていることもたくさんあるようで、私の進行があまりよくなくて申し訳ございません。

今、御報告をいただきましたが、この地域連携ネットワーク協議会は、矢頭委員がメンバーで関わっていらっしゃるというこ

とでいいのでしょうか。

○矢頭副会長

はい。

○八杖会長

まだこれから第1回ということですが、もし補足して御説明があったらお願いします。

○矢頭副会長

いや、まだないので。

○関根権利擁護推進係長

まだ次第などもできていないので。

○八杖会長

では、それにかかわらず、質問等、御意見も含めて、時間の関係もありますので、両方一度にいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○矢頭副会長

よろしいですか。

○八杖会長

矢頭委員、お願いします。

○矢頭副会長

矢頭です。今回、中核機関の役割というのは、今まであった機能を明確にする、つまり看板を掲げて内外に、成年後見制度のことであればここに集中させると。そういったことを周りに周知させる、そういったところが一番大きいのだろうと思います。

したがって、今までやってきた事業、機能というものはそれほど変わらないけれども、実際には中核機関というものを設置するというのは、ただ看板を掲げるだけという捉え方になるのだろうかというふうに思うんですけども、ここはそこを超えて、一つ中核機関を設置したという機会を捉えて、今までの機能や役割、そしてここに集中させるんだというところを内外にやはりアピールしていく一つのいい機会かなとは思っています。

したがって、44ページ、45ページで語られるこの広報部会というのに少し期待をしたいなど。せっかく設置をしましたので、設置しましたと。この役割分担をしています、そしてこういったものについては社協さんでやりますというようなアピールを大々的に、少し大げさに言いますけれども、この際ですから大々的にやっていただいて、足立区も設置したというところが、まず庁内、そして区民に分かるようにやっていただけるといいのではないかと思います。

○関根権利擁護推進係長

ありがとうございます。本当はそのような情報の機会提供として、例えば今年でしたらオリンピックの聖火リレーとか、例年のしょうぶまつりなど、足立区にはいろいろとイベントがあるのですけれども、御存じのとおり、ことごとくコロナで縮小したり中止になってしまったりしているので、浸透の仕方というのを少し私のほうでも考えあぐねている状況なので、今後ともお知恵など拝借できればと思います。

○八杖会長

ありがとうございます。今のことに関連して少し私からも申し上げますと、今、地域連携ネットワーク協議会の中で広報部会というのをつくって、成年後見制度の利用促進について周知を図っていこうということだと思っておりますが、その話と今の中核機関ができましたというその広報とは少々別なような気もしていて、1年間かけて、来年の今頃に中核機関が実は昨年度できましたというような広報をするのは少し違うのではないかと思います。

ですから、成年後見制度、足立区の利用について広報部会でいろいろ御検討いただくのは当然のこととして、今回中核機関が

できたということについては、これはもう速やかに広報していただかなくてはいけないことだというように私自身は思ったのですが、委員の先生方、もし御意見があったらお願いしたいと思います。

○矢頭副会長

矢頭です。おっしゃるとおりだと思います。少し私、今控え目に申しましたので、できれば最初の、私の先ほどの前の議題の質問で、できたのかできなかったのか、私もちょっと把握していなかったというところもありますので、おそらく、一般市民、専門職、全然知らないかなというように思っていますので、その辺りは速やかに周知いただけるといいかと思います。

広報部会でやることとそこでやることというのは確かに重なる部分があるかもしれませんが、やはり早急にやるべきことと、ある程度腰を落ち着けて知恵を出し合っているものと分けて考えていただけるとありがたいと思います。

○八杖会長

ありがとうございます。まずできそうなところからということだと、ホームページ、それは社協さんのホームページも自治体のホームページも、もちろん予算の問題などもあるのかもしれませんが、何かしら手っ取り早く低予算で速やかにできそうなところだと思います。何かほかの自治体とかでこんなやり方をやっているといった例を御存じの委員の方がいらっしゃったらお願いしたいと思います。いかがですか。

チラシを作っているところもあるのではないのでしょうか。中核機関ができましたというような。もし、よい周知のアイデアがあれば、引き続きお寄せいただきたいと思います。やはり中核機関ができたということはしっかり、タイミング的にこの機会

でしか伝えられないことのような気がしますので、御検討いただきたいと思います。

○関根権利擁護推進係長

かしこまりました。ありがとうございます。

○八杖会長

ほかにいかがですか。

結局、まだ地域連携ネットワーク協議会のほうでやることと中核機関でやること、皆さんでコンセンサスが十分には取れていないということですよ。

○関根権利擁護推進係長

そうですね、少し私の不勉強もあって本当に申し訳ないのですけれども、私もそれを混ぜこぜにしていまして、中核機関がまずできましたという対外的な周知の活動と、それから中核機関で行ったことなどを発信するのは確かに違う話かと思いましたので、まず、中核機関ができましたというのは確かに、そうですね、ホームページ等しか今は考えられないのですけれども、作っていければいいと思っております。ありがとうございます。

○八杖会長

加えてもう一つ、この審査会がどういう役割なのかということを実はもう少し議論をして、中核機関と協議会と審査会の関係についても一緒に検討ができるかというのではないかと考えております。従来からこの審査会を少し改組しようというような話も出ていたかと思っておりますので、併せて御検討いただきたいと思いますと思っております。

ほか、いかがでしょうか。時間の関係もありますので、今のは大変重大な議題で、これから、再来週、21日に1回目の協議会ができるということですので、いろいろ検討を進めていただいて、またこちらのほうにも情報提供をいただきたいと思います

ので、どうぞよろしく申し上げます。

では、最後の議題に参ります。議題の4番、あだち区民後見人選考・養成状況等について御報告をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長、関根です。

48ページ、あだち区民後見人、担い手の1つとしまして足立区の区民後見人の選考・養成の状況について、でございます。

まず、下のほうの3番の養成スケジュールになってしまうのですけれども、令和4年度登録が抜けています。それは昨年度にコロナの関係で募集ができなかったため、4年度登録が見送りになっているためです。今、令和3年度の登録の方の実施をしている最中でありまして、2番のほうに戻っていただきますと、2020年の10月から第二次選考合格者3名が養成研修中で、半年遅れて7月まで行う予定でございます。

現在の足立区の登録者数ですが、女性22名、男性8名の30名で、受任者数が5名。4番の記録のほうは、登録者数として累積の各年と、それから累計のものを受任件数、1人のクライアントに対して1件、例えば1人の後見人に対して2人のクライアントがいた場合は2件といった形で、件数の各年度の数値と累計値を出しております。

今年度のスケジュールに関しまして、権利擁護センターあだちの山本課長からお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長

権利擁護センターあだち、山本です。

資料の49ページを御覧いただきたいと思います。こちらの表ですが、実際コロナの影響で半年後ろにずれて、今養成を行っ

ているところです。今回御参加いただいている3名の方々については、2020年の年明け1月に説明会に御参加いただいた方から御応募いただいた3名の方ということで、本来であれば翌年度4月から養成が始まる場所だったんですが、コロナの影響もありまして半年後ろにずれて、10月からこちらにありますカリキュラムに沿って養成をしているところです。

この座学の研修に御参加いただきつつ、権利擁護センターのほうで行っております地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての業務も並行して活動していただきながら現場での実際の支援について学んでいただいて、今月、7月27日がこのカリキュラムの8日目、一番最後の研修ということで、実際に今、区民後見人として御登録いただいている方と意見交換したりとか、そういった方が、区民後見人の方がケースを受任する際には、権利擁護センターが後見監督という立場になって、その後見監督人との連携の仕方について、現役の区民後見人の方からの活動体験談みたいな形で共有していただくことを予定しています。9月には最終的な面接を行って、その後登録というふうに予定をしているところです。

現在の養成状況としては、以上となります。

○八杖会長

ありがとうございました。今のあだち区民後見人選考・養成状況について、御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から一言お伝えしますと、やはり今の利用促進の関係で、あだち区民後見人をどう位置づけていくかということ为先ほどの中核機関や協議会などの中でもしっかり検討していただく必要があると思います。

今、国の状況ですと、後見人に誰がなっているのかということになると、とうとう親族が2割を切ったという、そういった状況にあります。残りの8割が、多くは専門職ということになるんですが、やはり市民後見人を含めいろいろな方が後見人をする、そういう後見人の多様性のようなところもやっていかないと非常に閉塞感があるようにも思いますので、地域の担い手として、区民後見人さんをどのような場面でのようにして活用していくかということはこの利用促進の中で足立区もしっかり考えていく必要があるだろうと思っております。

したがって、現在、実際の受任が5名に限られているということもございまして、この区民後見に限らず法人後見もですが、併せてよく御検討いただきたいと考えております。

ほか、御質問はございますか。はい、どうぞ。

○山本権利擁護センターあだち課長

今の区民後見人の活躍の場というところで少々補足させていただいて、今、社協のほうで法人後見を受任しているケース、ケースとして落ち着いているケースの方について、御登録いただいている区民後見人の方々に、法人後見支援員という立場で、実際に法人後見の中での業務を担っていただくと。そのケースが、例えば施設にお入りになったりして落ち着いたところで、法人後見から区民後見人にリレーしていくというような形の取組を今年度、下半期には要綱制定を進めて開始できればなというふうには思っておりますので、一応、御報告です。

○八杖会長

そうですね、リレー方式をどんどん活用

していくというのがほかの自治体でも皆さん行われているところです。今のように、法人後見の支援員さんとして活躍していただきながら、その方が区民後見人としてスライドしていくという方法も非常によいと思いますし、専門職が最初リレー方式で入って、専門職から区民後見人にスライドするといった、リレーしていくという方法も増えつつあります。

専門職がなかなか案件を手放さないのでリレーできないといったことも言われておりましたが、専門職を選任する段階で区民後見人さんへのリレーの案件ですということをお願いをして、それで選任をしていただければ、リレーはスムーズに進むと思います。

そして、首長申立ての範囲でしょうか。これを区民後見人さんが対応できるような案件まで広げて検討していくということが今いろいろな自治体で検討されていることです。足立区も、せっかく養成した区民後見人さんが宝の持ち腐れになるようなことがあってはならないと思いますので、どういった場面で活用できるのか、法人後見のお話を少し山本さんから御説明いただきましたが、もっといろいろやれることはあるのではないかと考えておりますので、ぜひ検討を進めていただければと思います。

皆さんほかに何かございますでしょうか。この区民後見人さんの件はよろしいですか。

では、最後に議題5というのがございまして、その他何かあればということになっておりますが、皆さんのほうから何か、今日出た話題でもそうでないものについても、何かありましたらお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいで

すか。

そうしましたら、ほかに御意見等ありませんので、この議題5、議題4につきましては以上とさせていただきます。

最後に、事務局から次回の日程案について御説明をお願いできますでしょうか。

○関根権利擁護推進係長

権利擁護推進係長、関根です。

次第の大きな2番で出させていただきましたけれども、第2回以降の日程でございますけれども、第2回が2か月後なのでございますけれども、令和3年9月9日の木曜日、場所は12回の会議室1205A・Bとなっております。

時間につきましては、本審査会に関しては14時からとなりますが、当日は1時間前の13時から、今ちょうど最後の議題にも出ましたけれども、あだち区民後見人の第三次選考の面接も行う予定となっておりますので、どうぞご注意ください。

対象者は、先ほど議題4で触れましたが、3名でございます。また詳細が決まりましたら、通知文等を送らせていただきます。

第3回、4回につきましては、今日程を調整させていただいておりますので、こちらにつきましても、決まり次第なるべく早くお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○八杖会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了しました。私の不手際で長時間延長になってしまいまして、大変申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます。

議事録につきましては、事務局が作成して各委員への確認をお願いいたしますので、委

【 公 開 用 】

員の先生方、どうぞよろしくお願ひします。

では、本日は閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉 会)